

平成25年度第1回

富山市障害者自立支援協議会
資 料

日時：平成25年10月28日

午後2時から

場所：議会棟8階 第4委員会室

(1)各専門ワーキングの活動について

	回	月日	活動内容	備考
就 労 支 援	第1回	5月8日	○昨年度の活動報告と今年度の課題について ・就労継続支援B型事業所の新規利用の経過措置への体制作り ・市内就労移行支援事業所のネットワークについて	新規委員の引き継ぎ
	第2回	6月12日	○富山圏域就労支援ネットワーク会議でのグループ討論に関連した話題について ・就労継続支援A型事業所(民間)の動向と課題 ・就労継続支援B型事業所の新規利用にともなう経過措置について ○就労継続支援B型事業所新規利用にともなう対応について ・5/24 事案2ケースの検討会実施状況について	6/21 第1回富山圏域就労支援ネットワーク会議
	第3回	7月17日	○富山圏域就労支援ネットワーク会議でのグループ討論の総評 ○富山県技術専門学院からの報告 ・質疑応答、意見交換	
	第4回	8月21日	○就労継続支援B型事業所新規利用にともなう対応について ・8/9 事案1ケースの検討会実施状況について ○特別支援学校卒業者等に係る就労継続B型の利用の経過措置の取り扱いについて ・今後の流れ、検討会の体制	
	第5回	9月11日	○特別支援学校卒業者等に係る就労継続支援B型の利用の経過措置の取り扱いについて ・特別支援学校との意見聴取会に向けて ・共通評価表(記載解説)の検討	
	第6回	10月16日	○10/2 特別支援学校との意見聴取会での課題整理について ・検討会の開始時期、頻度、検討方法について ・経過措置の取扱イメージ(解説図)の検討	10/2 特別支援学校との意見聴取会
活 生	第1回	4月26日	・今年度のワーキングの方向性について	

			・富山市グループホーム等連絡協議会について	
	第2回	5月31日	・居宅介護事業の現状に関して(課題抽出等) ・富山市グループホーム等連絡協議会について	
	第3回	6月20日	・居宅介護事業者との意見交換に向けた打合せ ・富山市グループホーム等連絡協議会について	
	第4回	8月8日	・居宅介護事業者との意見交換 {北陸メディカルサービス(株)八尾営業所}	
	第5回	9月12日	・居宅介護事業者との意見交換のまとめ	
	第6回	10月15日	・居宅介護事業実態調査(仮称)に関して ・富山市グループホーム等連絡協議会について	
子ども発達支援	第1回	5月24日	・自己紹介 ・富山市地域自立支援協議会の概要とこれまでの取り組み ・基幹相談支援室について ・今年度の課題について ・困難ケースの抽出について	
	第2回	6月28日	・昨年度のワーキング報告と今年度の内容検討	
	第3回	7月26日	・ケース検討『家族力の弱い自閉症児のケース』 発表者:富山県発達障害者支援センター あおぞら ・Q&A作り(グループワーク)	
	第4回	8月23日	・ケース検討『兄弟で障害があるが、子育て能力のない保護者について』 発表者:富山市恵光学園 ・Q&A作り(グループワーク)	
	第5回	9月27日	・ケース検討『こだわりの強い児の進路を見据えた関わりについて』 発表者:富山県立富山総合支援学校 ・Q&A作り(グループワーク)	
	第6回	10月25日	・富山県立富山高等支援学校・基幹相談支援室 見学	

※ 相談支援ワーキング(定例会)4月26日、6月26日、8月28日、10月9日に実施(各専門ワーキングの活動情報報告、障害者虐待の対応に関する説明等)。

就労支援ワーキング報告

◆ 就労継続支援 B 型利用対象者

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用も含む）した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金 1 級受給者
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援 A 型事業所による雇用の場が乏しいことや就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴することにより、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した本事業の利用希望者

1 特別支援学校卒業者等に係る就労継続支援 B 型の利用の経過措置の取り扱い（国の通知）

- ・ 就労移行支援事業者によるアセスメントを経ることなく就労継続支援 B 型事業の利用が可能となる経過措置について平成 26 年度末（平成 27 年 3 月末）まで延長する。
- ・ 市町村が就労継続支援 B 型事業の利用の適否を判断するに当たり、協議会等からの意見を徴すること等により判断する。

2 体制の整備について（富山市）

- ・ 平成 25 年度中に、体制（案）について就労支援ワーキングでの検討や特別支援学校、就業・生活支援センターとの協議を経た上で自立支援協議会に諮る。

3 就労支援ワーキングでの検討（第 1 回、第 2 回、第 4 回、第 5 回、第 6 回）

◇ 協議会等の意見を徴する方法の対応（案）

（1）新規に就労継続支援 B 型利用対象に該当する者

- ・ サービス等利用計画（案）の提出を求める。
- ・ 就労支援ワーキングメンバーのうち 3 名以上（行政は含まず）の出席を求め、意見を徴する。検討会は随時開催。（第 3 者からの意見とするため、計画作成をした事業所はメンバーから外す等の考慮が必要）
- ・ アセスメントや認定調査結果を判断材料とする。

（2）特別支援学校卒業者ですぐに就労継続支援 B 型を利用したい生徒（平成 25～26 年度卒業者）

- ・ 卒業後すぐに就労継続支援 B 型を利用したい生徒の評価書（共通評価表）を特別支援学校より富山市障害福祉課に提出してもらう。
- ・ 検討会では就労支援ワーキングメンバーのうち 3 名以上（行政は含まず）の出席を求め、意見を徴する。共通評価表の受け付けは 11 月からはじめ、月 2 回の検討会を開催予定。
- ・ 以降、就労継続支援 B 型事業の利用の経過措置の取扱いの流れに沿って手続きが進められる。（イメージ図参照）

特別支援学校卒業生等に係る就労継続支援B型の利用の経過措置の取り扱いに関する評価（記載解説用）

学校名	名前	生年月日 平成 年 月 日生
	住所	

進路決定の理由

決定に至る経過などがわかる内容。決定に満たない場合は現状について記載。

本人・家族の思い

本人・家族、それぞれの思いを記載。

環境要因(生徒以外の制約など)

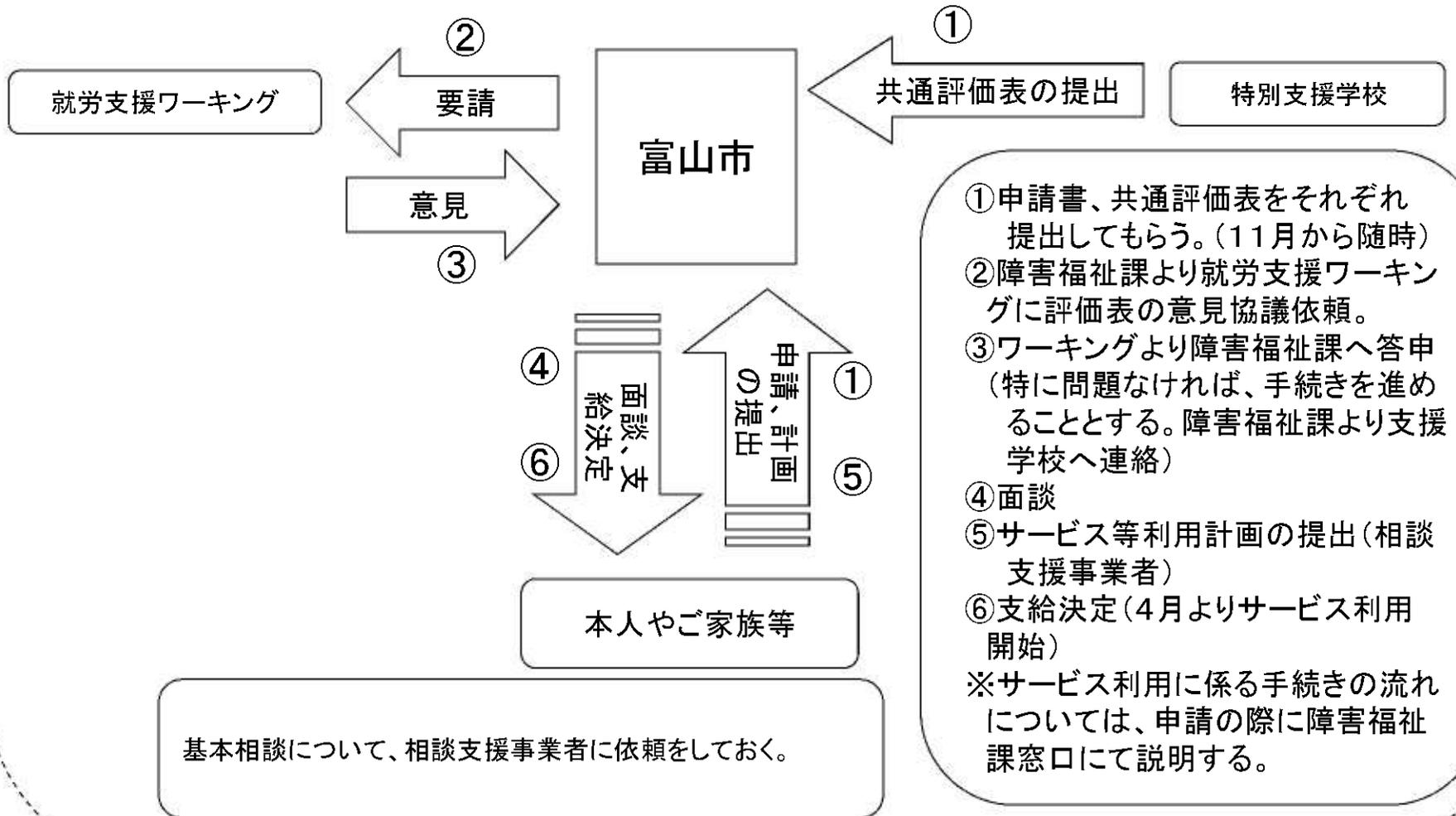
家庭状況、公共交通事情、事業所事情など記載。

		①	②	③	④	⑤	①90～100% ②70～80% 程度 ③50～60% 程度 ④30～40% 程度 ⑤20% 以下
基本的ルール	継続勤務						欠勤・遅刻・早退の頻度について。問題がある場合は記載する。
	欠勤・遅刻の届け出						家族の支援でできる場合も可。その場合には記述欄に「家族の支援が必要」と記載する。
	休憩時間と作業時間の区別						作業場面等において働く場のルールを理解しているか。事例があれば記載する。
	作業に合わせた整容						家族の支援でできる場合も可。その場合には記述欄に「家族の支援が必要」と記載する。
	危険への配慮						危険な場所に立ち入らない、動いている機械に手を入れない等、危険に対処できるか。起こりうる事例があれば記載。
	特記事項	各項目の補足記載の余白としての活用でも可					
態度面	挨拶						その場に応じた挨拶ができること、あいさつする時の声の大きさ、視線や表情などが適切であること等から判断する。問題があれば記載する。
	返事・返答						その場に応じた返事や返答ができること、声の大きさ、視線や表情などが適切であること等から判断する。問題があれば記載する。
	作業終了の報告						作業場面等で仕事の報告ができるか。慣れた環境と初めての環境で異なる場合、報告する時のタイミング、声の大きさ、内容等に問題があれば記載する。
	分からない時の質問						質問、援助等を求めることができるか。言語による方法ではなくても、何らかの方法でできる場合は記載する。
	作業ミスの報告						ミスをした時に報告できるか。事後の反応として、ミスに気付くが報告できない、ごまかす等について記載する。
	指示や注意を受ける時の態度						指示や注意の内容を理解しようとしているか。理解していなくても、わかったようにごまかす等について記載する。
	作業の持続力						1日何時間の勤務が可能か。1日4時間以上、週20時間を基準に考えた場合。基準に満たない場合は時間数など具体的に記載する。
	特記事項	各項目の補足記載の余白としての活用でも可					
作業遂行力	体力						作業遂行に必要な体力はあるか。作業内容に左右される場合は記載する。
	興味・関心						期待される作業に対する興味や関心はあるか。作業内容が限定される場合は記載する。
	作業理解						作業内容を理解できるか。言葉で理解できなくても、その他の方法で可能な場合は記載。理解できても実行できない、しない等問題がある場合は記載する。
	作業ミス						作業をミスなくできるか。ミスとは不良品の発生、手順を間違える、作業中に注意を受ける等。事例があれば記載する。
	作業の丁寧さ						期待されている作業速度に対して、正確性をともなう作業ができていないか。問題があれば記載する。
	準備・後片付け						作業の一連の流れとして、準備と片付けを理解し実行しているか。理解できても実行できない、しない等問題がある場合は記載する。
	特記事項	各項目の補足記載の余白としての活用でも可					
総合評価 (利用適否の理由)		検討会のコメント欄により記載の必要なし					

平成 年 月 日

記入者

特別支援学校高等部卒業生等に係る就労継続支援B型の利用の経過措置の取扱イメージ



地域生活支援ワーキング報告

1. 実施状況〔平成 25 年度〕

	月 日	主な協議内容
第 1 回	4 月 26 日	○今年度の方針 ○富山市グループホーム等連絡協議会に関して
第 2 回	5 月 31 日	○居宅介護事業の現状に関して
第 3 回	6 月 20 日	○居宅介護事業者との意見交換に関して
第 4 回	8 月 8 日	○居宅介護事業者との意見交換（北陸メディカル・ビス(株)八尾営業所）
第 5 回	9 月 12 日	○居宅介護事業者との意見交換の総括
第 6 回	10 月 15 日	○居宅介護事業実態調査に関して

2. 富山市グループホーム等連絡協議会（略称「G連協」）について

(1) 設立

4 月（24 日）に設立総会を開催。『障害者への居住サービスを提供している事業者が、それぞれの相互理解と連携を深める中で現状の課題とその改善に向けた将来を共有し、支援及び運営その他必要な活動の質の維持・向上を図りながら、地域における障害者の住まいの場に関する諸課題等へ協働して取り組んでいくこと（「規約」より抜粋）』などを承認する。

(2) 活動状況

- ①研修等…平成 25 年度第 1 回研修会を開催（4/24） テーマ | 障害者虐待防止法
情報交換会を開催（9/26） テーマ | 高齢化、災害、日中活動（余暇を含む）支援
- ②調査等…利用者の高齢化に伴う課題の実態調査を実施予定

(3) その他

今後は事業者が主体となり意見・情報交換、研修会等を積み重ねていくことを目指している。地域生活支援ワーキングとしても、G連協が地域課題を集約する重要なネットワークであると位置付け、活動の協力を含め様々な連携を図っていく。

3. 居宅介護事業について

(1) 協議の経緯

居宅介護サービスの内容に事業者ごとの差が生じている事例が散見されており、障害特性に応じた最低限の標準化を図るべき支援を事業者が共有すること、又、富山市における居宅介護サービスの支給量が少ない現状に対し、その要因と課題を明らかにする必要があると思われた。

(2) 居宅介護事業者との意見交換及び今後の実態調査

障害特性、困難事例、ヘルパー高齢化及び人材不足、相談支援事業との連携等について意見交換をおこなう。意見交換の結果も踏まえ、12 月に実態調査を実施予定。

以上

【地域生活支援ワーキング メンバー】

- 相談支援事業者：宮部、渡辺（和敬会生活支援センター）、平井・浅木（自立生活支援センター富山）
柴田（基幹相談支援室）、松本（セーナー苑）、山本（あすなろセンター）
- 富 山 市：土地（障害福祉課）、大田（保健所）

平成 25 年 10 月 28 日

富山市障害者福祉センター基幹相談支援室

- 1 基幹相談支援室の利用状況

- 2 平成 25 年度事業計画及び実施状況

- 3 現状と課題
 - 1) 障害者の相談支援
 - ・個別の相談支援
 - 2) 事業所等関係機関との連携調整
 - ・相談支援事業所との連携
 - ・サービス事業所との連携

平成 25 年度基幹相談支援室利用状況

(H25 年 4 月～8 月 31 日現在)

富山市障害者福祉センター基幹相談支援室

1 個別ケースに関する相談

(1) 障害者

① 障害者の相談実人数 95 名

〈内訳〉

知的障害 28 名、身体障害 27 名、精神障害 24 名
重複障害 9 名 (身体+知的 5 名、身体+精神 4 名)
発達障害 1 名、高次脳機能障害 1 名、難病 1 名、その他 4 名

② 障害者の延べ相談件数 426 件

〈障害種別〉

精神障害 105 件 (24.6%)
身体障害 104 件 (24.4%)
知的障害 92 件 (21.6%)
重複障害 109 件 (25.6%)
(身体+精神 85 件、身体+知的 24 件) など

〈相談者〉

本人 127 件 (29.8%)
保健・医療関係機関 82 件 (19.2%)
家族 70 件 (16.4%)
障害者サービス事業所 63 件 (14.8%) など

〈相談方法〉

電話 215 件 (50.5%)
来所 60 件 (14.1%)
訪問 57 件 (13.4%) など

〈相談内容〉

福祉サービス 225 件 (52.8%)
保健・医療 56 件 (13.1%)
日常生活 50 件 (11.7%) など

〈支援内容〉

情報提供・収集 220 件 (51.6%)
傾聴・助言 84 件 (19.7%)
関係機関調整 73 件 (17.1%) など

(2) 障害児（18歳未満）

① 障害児の相談実人数 5名

〈内訳〉

重症心身障害 2名
身体障害 1名
知的障害 1名
重複障害（身体+知的 1名）

② 障害児の延べ相談件数 9件

〈相談者〉

家族 4件、保育・教育機関 2件、行政 2件 など

〈相談方法〉

電話 4件、個別支援会議 3件 など

〈相談内容〉

保育・教育 3件、虐待 2件 など

〈支援内容〉

情報提供・収集 5件、個別支援会議 3件 など

2 関係機関連携に関する相談

(1) 相談件数 108件

- ・市内の相談支援事業所からの相談が78件（72.2%）と最も多い。
- ・相談内容は、計画相談の進め方や福祉サービスに関することが多い。
- ・相談に対して、関係者に助言・指導、情報提供等に対応している。

(2) 地域支援 29件

- ・普及啓発活動として富山県知的障害者相談センターや富山市介護支援専門員協会の研修で講師依頼を受けている。

平成25年度基幹相談支援室事業計画及び実施状況

平成25年10月現在

		障害者相談支援事業	利用計画指導事業	事業者研修事業
平成25年	4月	随時		
	5月	随時		
	6月	随時	相談支援事業者研修会 <ul style="list-style-type: none"> 日時H25.6.6 3:00~4:30 場所 プラザ3階多機能室 対象者：相談支援事業者 24名参加 内容①基幹相談支援室紹介 ②各相談支援事業所紹介 	
	7月	随時	相談支援事業者研修会 <ul style="list-style-type: none"> 日時H25.7.5 3:00~4:30 場所 プラザ2階介護実習室 対象者：相談支援事業者 25名参加 内容 講義 「計画相談の実際」 	難病関係研修 <ul style="list-style-type: none"> 日時H25.7.16 4:00~5:00 場所 プラザ多目的ホール 対象者：相談支援事業者 居宅介護支援事業者 生活介護事業者 41名参加 内容 講義 難病患者のニーズと支援
	8月	随時		
	9月	随時	連絡会・事例検討会 <ul style="list-style-type: none"> 日時H25.9.30 3:00~4:30 場所 富山市役所会議室 対象者：保健所、障害福祉課 委託相談支援事業者 基幹相談支援室 8名参加 内容 精神障害者の支援 	
		随時	連絡会・事例検討会 <ul style="list-style-type: none"> 日時H25.10.4 3:00~4:30 場所 プラザ2階介護実習室 対象者：相談支援事業者 25名参加 内容 グループワーク 	
	11月	随時		地域包括関係研修
	12月	随時	連絡会・事例検討会	
平成26年	1月	随時		
	2月	随時	連絡会・事例検討会	○
	3月	随時		
		個別ケースは随時	隔月に実施 急を要する事例検討会は随時開催	年3~4回開催

基幹相談支援室における現状と今後の課題について

平成25年10月現在

項目			現状	課題
1 障害者の相談支援	1) 個別の相談支援	①困難ケース等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等からの困難ケースについての相談に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の相談やケア会議開催要請の対応 ・事業所の連携や役割分担、全体調整
2 事業所等関係機関との連携調整	1) 相談支援事業所との連携	①相談支援事業所への計画相談依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用計画作成のため、相談支援事業所選定の依頼への対応 ・本人の意向を元に障害別の分野や対象者の年齢、性別、居住地等総合的に判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所の相談員のメンバーや取扱い件数、3障害の分野の実績等の把握方法と全体的な調整
		②サービス等利用計画の依頼数の急増	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時にサービス利用計画作成の対象者を拡大していく必要がある。 ・県では毎年、相談専門員の初任者・現任研修を実施し数の担保はあるが、実際に現場で活躍するかは所属の判断に委ねられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画作成で相談専門員が担当できる人数の上限がない現状を鑑みると、現任の相談専門員が徐々に限界に追い込まれ専門相談員の人員不足が予想される。
		③事業所との連携・障害者のフォロー	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者より相談支援事業所に対する要望や苦情が寄せられることがある。 ・利用者と相談支援事業所が良好な関係を保つため相談支援専門員の訪問に同行し、助言をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・得意分野以外の障害種別のケースへの対応 ・当支援室が紹介したケースの責任とモニタリング、フォロー期間の設定
	2) サービス事業所等との連携	①事業所の相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が利用者の基本情報として医療情報の把握が不十分な場合、安全かつ適切な支援ができない。 ・医学的知識が乏しいと支援者側の不安が募り、現場の混乱に至っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所により医学的知識のバラつきがあり利用者への偏見・差別への発展の恐れ

1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達推進 (第3条～第9条)

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表 (厚生労働大臣)

調達方針の策定・公表 (各省各庁の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供 (第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他 (附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

(3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2. 平成25年度富山市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この基本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、富山市において障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するため基本的事項を定めるものである。

2 適用範囲

この方針は、本市のすべての所属が物品等を調達する場合に適用する。

3 基本的考え方

- (1) 施設等からの物品等の調達の推進の意義を踏まえ、分野を限定することなく調達するよう努める。
- (2) 施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な執行に留意しつつ、物品等の調達に関する他の施策との調和を図りながら、優先的に施設等から物品等を調達するよう努める。

4 調達対象施設等及び物品等

この方針の対象施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項の障害者就労施設等(別記1)のうち、富山市内に所在するもの（以下「施設等」という。）とする。

また、対象とする物品等は、施設等が供給するものとする。(別記2)

5 調達の目標

物品及び役務のそれぞれについて、過去3年の調達実績額の平均値を10%以上上回るものとし、平成25年度の目標額は物品1,080千円、役務2,250千円、計3,300千円とする。

(参 考)

(単位：千円)

	物 品	役 務	合 計
平成22年度調達実績額 a	883	1,816	2,699
平成23年度調達実績額 b	891	2,023	2,914
平成24年度調達実績額 c	1,154	2,292	3,446
過去3年の平均実績額 (a+b+c)/3	976	2,043	3,019

6 調達推進方法

(1) 供給可能な物品等の情報収集と提供

障害福祉課は、施設等が供給できる物品等の情報を収集し、各所属に提供する。

(2) 政策目的随意契約制度の活用

各所属は、物品等を調達する際、地方自治法施行令や富山市契約規則など関係規定に従い、可能な限り政策目的随意契約制度を活用し、施設等からの物品等の調達に努める。

(3) 障害者就労施設等への配慮

各所属は、物品等の調達にあたり、施設等の障害特性等に留意した納期を設定するなどの配慮をする。

(4) 共同受注窓口の活用

各所属は、数量の多い物品等を発注する場合などにおいて、円滑な調達を行うため、富山県社会就労センター協議会に設置されている共同受注窓口の活用も検討する。

7 調達実績の公表

当該年度終了後に、遅滞なく調達の実績を集計し、その概要を市のホームページへの掲載等により公表する。

別記1 障害者就労施設等

(1) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

- ①就労移行支援事業所
- ②就労継続支援A・B型事業所
- ③生活介護事業所
- ④障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ①障害者雇用促進法の特例子会社
- ②重度障害者多数雇用事業所
 - ※重度障害者多数雇用事業所の要件
 - ・障害者の雇用者数が5人以上
 - ・障害者の割合が従業員の20%以上
 - ・雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- ①自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ②在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

別記2 調達の対象とする物品等

物 品	食 品	穀物・野菜類(豆腐、漬物、キノコ類含む)
		畜産類(卵、地鶏)
		パン類
		菓子(ケーキ、焼き菓子、ジャム等)
		惣菜・飲料
		その他(茶葉、しいたけ栽培キット等)
物 品	小物・雑貨・記念品	紙製品、布製品、花苗等
	日用品・生活雑貨	手ぬぐい、雑巾、石鹸、竹炭等
	印 刷	普通印刷(ポスター、リーフレット、冊子等)
		名刺印刷
封筒・はがき印刷		
物 品	事務用品	ノート、ペン立て、ハガキ、カード等
役 務	リサイクル事業	回収、分別、仕分け作業等
	清掃・園芸・管理	
	封入・シール貼り・仕分け・発送	
	売店・飲食店運営	下ごしらえ、接客、配膳、食器洗い等
	情報処理	データ入力、テープ起こし等
	その他サービス	洗車、バンド演奏、その他下請け業務

(4)富山市障害者虐待防止センターにおける通報・相談件数について

1. 年度別件数

年度	H24	H25	
	10月～3月	4月～9月	10月～3月
通報	7	3	—
相談	18	8	—

2. 通報の概要

H24年度

	相談受理年月	通報者	被虐待者の属性			虐待の種類	虐待行為の種類
			障害種別	性別	年齢		
1	H24.11.1	母	知的	女性	20～39歳	施設従事者等による虐待	心理的虐待
2	H24.11.15	警察	精神	女性	20～39歳	養護者による虐待	身体的虐待
3	H24.11.26	支援者	知的	男性	20～39歳	養護者による虐待	心理的虐待 経済的虐待
4	H24.12.11	市職員	知的	女性	20～39歳	養護者による虐待	介護・世話の 放棄・放任
5	H24.12.27	サービス事業者	身体的	女性	20～39歳	養護者による虐待	身体的虐待
6	H25.2.22	警察 保健福祉センター	精神	女性	40～64歳	養護者による虐待	身体的虐待
7	H25.3.29	叔母	身体	男性	40～64歳	養護者による虐待	身体的虐待

H25年度

1	H25.6.14	サービス事業者	身体	女性	20～39歳	養護者による虐待	介護・世話の 放棄・放任
2	H25.6.19	サービス事業者	精神	男性	40～64歳	養護者による虐待	身体的虐待
3	H25.7.25	サービス事業者	知的	男性	20～39歳	養護者による虐待	身体的虐待

(5) 第3期障害福祉計画における各数値目標の進捗状況

1 国の基本指針に基づく計画の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行(平成17年度から平成24年度末までの累計値)

	目標数値	実績値
地域生活移行者数	平成26年度末までに平成17年度末施設入所者数533人のうち、160人(30%)が地域生活へ移行するものとする。	171人
入所者数	平成26年度末時点の入所者数は、平成17年度末施設入所者数から71人(13.3%)減少した462人とする。	471人

(2) 福祉施設から一般就労への移行(平成23年度1年間の実績値)

	目標数値	実績値
一般就労移行者数	平成24年度1年間に福祉施設を退所して一般就労へ移行する人数を28人とす る。	24人

2 各サービス毎の数値目標の進捗状況(平成25年3月分実績)

1. 訪問系サービス

計画利用者数	計画時間数	実利用者数	総利用時間数	
234 人	7,786.0 時間	207 人	6,462.0 時間	←訪問系 計
居宅介護				
205 人	4,370.0 時間	169 人	3,031.0 時間	
重度訪問介護				
16 人	3,300.0 時間	15 人	3,251.0 時間	
行動援護				
1 人	20.0 時間	1 人	8.0 時間	
同行援護				
12 人	96.0 時間	22 人	172.0 時間	

2. 日中活動系サービス

生活介護			
計画利用者数	計画利用延日数	実利用者数	実利用延日数
742 人	14,098 日	764 人	14,087 日
自立訓練(機能訓練)			
計画利用者数	計画利用延日数	実利用者数	実利用延日数
23 人	460 日	18 人	352 日
自立訓練(生活訓練)※宿泊型自立訓練含む			
計画利用者数	計画利用延日数	実利用者数	実利用延日数
50 人	600 日	54 人	744 日
就労移行支援			
計画利用者数	計画利用延日数	実利用者数	実利用延日数
57 人	969 日	42 人	777 日
就労継続支援A型			
計画利用者数	計画利用延日数	実利用者数	実利用延日数
58 人	1,160 日	187 人	3,474 日
就労継続支援B型			
計画利用者数	計画利用延日数	実利用者数	実利用延日数
547 人	10,174 日	540 人	9,520 日
療養介護			
計画人数		実利用者数	
80 人		81 人	
短期入所			
計画利用者数	計画人日数	実利用者数	実利用延日数
60 人	240 日	69 人	368 日

3. 居住系サービス

共同生活援助	
計画利用者数	実利用者数
169 人	151 人
共同生活介護	
計画利用者数	実利用者数
82 人	91 人
施設入所支援	
計画利用者数	実利用者数
464 人	457 人

4. 児童福祉法に基づくサービス

児童発達支援	
計画利用者数	実利用者数
- 人	161 人

医療型児童発達支援	
計画利用者数	実利用者数
- 人	35 人

放課後等デイサービス	
計画利用者数	実利用者数
- 人	164 人

※参考 H23年度 児童デイサービス	
	23年度実利用者数
	202 人

5. 相談支援

計画相談支援	
計画利用者数	実利用者数
100 人	64 人
地域移行支援	
計画利用者数	実利用者数
19 人	0 人
地域定着支援	
計画利用者数	実利用者数
25 人	18 人
障害児相談支援	
計画利用者数	実利用者数
- 人	64 人